不利益処分の処分基準 総括表

課等名	観光課
W/ 77 / H	円/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1

No.	法 令 名	根拠条項	不利益処分の内容	基準
01	小田原市観光交流	12	施設の使用許可の取消し等	0
	センター条例			
02	(同上)	16	小田原市観光交流センターの入館制限	0

不利益処分の処分基準 個票

					課等名		観光課	No. 01
;	不利益処分の内容			施	設の使	用許可の)取消し等	
		小田原市観光交流センター条例(以下「条例」という。)						
7	根拠法令及び条項	第12	第12条					
	関係条項							
		指定	官管理	!者は、1	使用者次	が次の名	子号のいずれか に	に該当する
		場合に	は、条	:例第8	条第15	質の許可	可を取り消し、 又	には使用を
		中止さ	させる	ことがつ	できる。			
		(1)	偽り	その他	不正な	手段によ	より条例第8条第	第1項の許
処			可を	受けた。	とき。			
		(2)	条例	第8条第	第3項の	り条件に	達反したとき。	
	++- >44-	(3)	その	使用が	条例第	8条第4	1項各号のいずれ	いかに該当
分 	基準の場合はそ		, -	に至って	_ 0			
	(木畝足の場合はて の理由)	(4)					い、この条例又は	はこの条例
基	vo TH)	(5)		づく規則 aら(4)す			こさ。 ひのほか、観光交流	流センター
		(0)					られるとき。	, L
3/44-								
準								
	参考事項							
	設定等年月日	令和	年	月 日割	定(令	和年	月 日最終変更)

(様式4裏面)

l				
l				
l				
l				
l				
l				
l				
l				
l				
I				
I	Ln			
l	処			
	分			
l	77			
l		基	準	
		4	'	
	基			
l				
l				
l				
l				
l	2/66-			
l	準			
l				
l				
l				
I				
I				
I				
I				
I				
I				
I				
I				
I				
I				
I				
I				
I				
I				
I				
I				

不利益処分の処分基準 個票

		課等名 観光課 No. 02
	不利益処分の内容	小田原市観光交流センターの入館制限
;	根拠法令及び条項	小田原市観光交流センター条例第16条
	関係条項	
		指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し
		ては、観光交流センターへの入館を拒み、又は退館を命ず
		ることができる。
		(1) 公の秩序若しくは善良の風俗を乱し、又はそのおそ
処		れがあると認められる者
		(2) 施設若しくは設備を損傷し、若しくは滅失し、又は
		そのおそれがあると認められる者
分	基準	(3) 前2号に掲げる者のほか、観光交流センターの管理
	(未設定の場合はそ	上支障があると認められる者
	の理由)	
基		
準		
	参考事項	
	設定等年月日	令和 年 月 日設定(令和 年 月 日最終変更)

(様式4裏面)

l				
l				
l				
l				
l				
l				
l				
l				
l				
I				
I	Ln			
l	処			
	分			
l	77			
l		基	準	
		4	'	
	基			
l				
l				
l				
l				
l	2/66-			
l	準			
l				
l				
l				
I				
I				
I				
I				
I				
I				
I				
I				
I				
I				
I				
I				
I				
I				
I				
I				